Personnel Commission

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和８年）

令和８年10月14日

兵庫県人事委員会

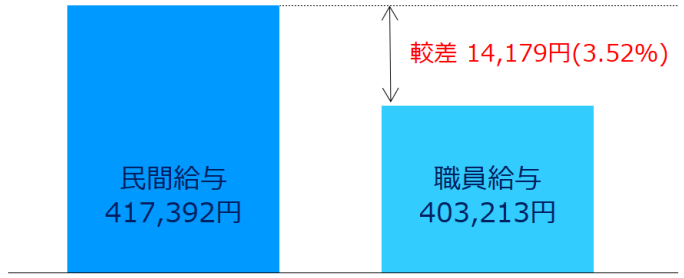
公務と民間の給与水準の比較

① 月例給

○公務と民間の本年４月分の給与を比較した結果、**職員が民間を14,179円（3.52%）下回っている。**

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差 (A)－(B)
本県（行政職平均年齢 41.1歳）	417,392円	403,213円	14,179円（3.52%）
（参考）国	443,507円	428,451円	15,056円（3.51%）

【公民較差イメージ図】



県職員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出して比較（ラスパイレス比較）

② 特別給（期末・勤勉手当）

直近１年間（昨年８月～本年７月）の民間の支給実績と県職員の年間の支給実績を比較

○直近１年間（昨年８月～本年７月）の支給実績を比較した結果、**職員が民間を０．０６月分下回っている。**

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)－(B)
本県	４．７１月	４．６５月	０．０６月
（参考）国	４．７２月	４．６５月	０．０７月

給与改定の内容等

月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに５年連続の引上げ　【令和８年４月遡及適用】

〔参考〕職員１人当たりの改定状況（行政職：平均年齢41.1歳、平均経験年数18.9年）　年間給与　6,678,000円 →6,922,000 円（＋244,000円［3.65%］）

１　給料表

○全ての世代で引上げ

・中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定

平均改定率：3.3%（4.0%(１級)～3.0%(５・６・８・９級)）

・再任用職員の月例給を改善　平均改定率：8.5%

［初任給月額］

事務・技術（大卒程度）
237,600円→ 247,100円（＋9,500円[+4.0%]）

事務・技術（高卒程度）
206,700円→ 216,200円（＋9,500円[+4.6%]）

２　期末・勤勉手当

○支給月数を年間で0.05月分引上げ

4.65月分 → 4.70月分（期末手当：＋0.025月、勤勉手当：＋0.025月）

［その他の職員の支給月数］

再任用職員	2.45月分→2.50月分（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）
任期付研究員	3.50月分→3.55月分（期末手当：+0.05月）
特定任期付職員	3.70月分→3.75月分（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）

３　その他諸手当

○地域手当　公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して適切に措置
［国の措置内容］給与の地域間調整の一環として地域手当とともに導入された広域異動手当の支給割合の引上げにより民間給与との較差を解消

○第１種初任給調整手当　医師等に対する手当月額の限度額を引上げ

○宿日直手当　勤務１回に係る支給の限度額を引上げ

４　転勤に伴う経済的な負担の軽減等

国の法整備の動向に留意しつつ、民間の支給状況を踏まえ、適切な措置を講じる必要
［国の動向］転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設等

人事行政における諸課題①

・県の厳しい財政状況など、県政を取り巻く様々な状況は、かつてなく複雑で困難なものになっており、本庁舎の分散化も進んでいる。質の高い行政サービスを提供するため、県政に対する県民の信頼確保に努めるとともに、職員の能力を最大限引き出し、やりがいを持って職務遂行できる勤務環境の整備を一層推進することが重要

1 優秀で多様な人材の確保及び育成

① 職員採用の強化

◇ 若年人口の減少や人材の流動化が一層進み、民間企業の採用意欲が高い中、公務人材の確保は厳しい状況が継続

◇ 一部の技術系職種での大学３年生受験、事務系経験者試験での「ﾃｽﾄｾﾝﾀｰ方式」導入等の見直しを行う一方、さらに厳しさが予想されることから、採用試験制度の見直しに積極的に取り組む必要

◇ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ育成ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑや庁内公募など職員が主体的にｷｬﾘｱ形成できること、新しい働き方の推進により柔軟で効率的かつ多様な働き方が進んでいること等、意欲とやりがいの持てる魅力ある職場であることを発信

② 中長期視点に立った人材の育成

◇ 職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が必要

2 ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

◇ 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて活躍できる職場づくりを推進

◇ 女性活躍の推進に向けたライフステージに応じたキャリア支援、障害者の雇用促進の取組が必要

【本庁課長相当級における女性の割合】
R8：20.3%(目標23%(R12))［知事部局等］

3 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

◇ 人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映し、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用することが重要

◇ エンゲージメント調査を通じた組織としての改善策の実行、庁舎が分散化してもコミュニケーション等を損なうことのない働きやすい環境の整備が必要

人事行政における諸課題②

4　働き方改革と勤務環境の整備

①　超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

◇　超過勤務時間は減少傾向にあるが、事務負担の平準化、業務の縮減・効率化、休暇の取得促進など新しい働き方のさらなる推進が必要

【超過勤務時間の状況】
（１人１月平均時間）　R6:10.1h → R7:9.7h［知事部局等］
※H29:12.3h
（年360時間超の人数）R6:329人→ R7:286人［知事部局等］
※H29:461人

◇　学校現場の長時間労働は解消に至っていない。業務量管理・健康管理確保措置実施計画に基づく業務量の削減や健康の保持増進などによる働きがいのある学校づくりの推進が不可欠
多忙化の一因である教員の未配置問題に対応するため、産休・育休代替への先読み加配や正規教員配置に係る必要数の確保など人材確保策の一層強力な推進が必要

【超過勤務時間の状況】
（高校等）　R6：310.25h → R7：294.28h
（中学校）　R6：483.20h → R7：475.48h
（小学校）　R6：328.41h → R7：317.11h
※規則上限は原則年360h

②　仕事と生活の両立支援

◇　育児や介護などに限らない様々な事情に応じた勤務時間・休暇制度の整備について、国や他の都道府県の状況を踏まえ、適切な措置を講じる必要

◇　男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、能力を発揮し、公務に貢献できるよう柔軟で多様な働き方を実現することが必要

◇　職場全体の意識を変え、妊娠、育児、介護や治療等と仕事の両立が図られるよう制度周知や取得促進に向けた職場環境づくりに取り組む必要

【男性職員の育児休業(2週間以上取得)】
R7：86.9% (目標85%(R7))［知事部局等］

③　職員の健康管理

◇　定期健康診断、職員健康相談等を活用した職員の心身の不調の早期発見、早期回復支援等が必要

④　ハラスメントの防止

◇　幹部職員は、個人情報保護、公益通報者保護制度や組織ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの研修を継続的に受講するなど、風通しの良い職場づくりのため理解促進、実践が重要

◇　階層別研修等を通じて、全職員のハラスメントへの意識を向上させるとともに、実効性のあるカスタマーハラスメント対策が必要

人事行政における諸課題③

5　高齢期の雇用

◇　高齢層職員の能力・経験を活用するため、定年まで働き続けられる職場環境整備の取組が重要

◇　高齢層職員のモチベーションを維持していくため、勤労意欲と勤務実績にこたえる勤務形態や処遇が必要

6　臨時・非常勤職員の任用等

◇　職務の内容や責任を適切に設定し、その職に就く職員の能力を引き出す良好な勤務環境の整備が必要

◇　会計年度任用職員について、任期が相当長期にわたる国の非常勤職員が、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めるとされたこととの権衡を踏まえた措置の検討が必要

◇　会計年度任用職員の再度の任用においては、平等取扱いの原則及び成績主義、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ適切な対応が必要

7　公務員倫理の徹底

◇　多くの職員が県行政の推進に邁進しているにも関わらず、パワハラ・セクハラをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生し、公務全体の信頼に大きな影響を与えていることから、各任命権者において日頃から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要

◇　職員公益通報制度については、法改正の趣旨を踏まえ、要綱改正が行われた。制度の運用にあたっては、通報者の保護を徹底するなど、組織の自浄作用を一層発揮できるよう十分留意することが必要

議　事　順　序　（　案　）

第３７６回定例会
第７日（１０月２３日）

１　開 議 宣 告

２　諸般の報告
⑴　新任者の紹介
　　橋　本　芳　紀　　公安委員会委員
⑵　職員の給与等に関する報告及び勧告について
⑶　提出された意見書案

３　議案一括上程
　第６７号議案
　認第１号ないし認第２２号
⑴　委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申出
　①　口頭報告
　　風　早　ひさお　　決算特別委員会委員長
　②　文書報告
　　総務常任委員会委員長
⑵　委員長報告に対する質疑（終局）
⑶　討　論
　太　田　　やすふみ　　議員
　飯　島　　義　雄　　議員
　島　山　　清　史　　議員
　上　野　　英　一　　議員
　増　山　　誠　　議員
　庄　本　　えつこ　　議員
⑷　表　決（採決方法別紙のとおり）

４　請願一括上程
⑴　委員会審査報告
　（請願の審査結果報告一覧表配付）

①　文書報告

総務、健康福祉、農政環境、建設、文教、警察の各常任委員会委員長

⑵　委員長報告に対する質疑（終局）

⑶　討　論

久保田　　けんじ　　議員

丸　尾　　ま　き　　議員

⑷　表　決（採決方法別紙のとおり）

5　意見書案一括上程

意見書案第１００号ないし意見書案第１１０号

⑴　議事順序の省略議決（簡易採決）

⑵　討　論

久保田　　けんじ　　議員（反対）

⑶　表　決（採決方法別紙のとおり）

6　常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

7　閉 会 宣 告

8　閉会あいさつ

議　長

知　事

本日議決予定の議案（議決順）

第３７６回定例会

令和８年１０月２３日

（６月２日及び９月１７日に提出された議案）

１　起立採決

認　第　１　号　令和７年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定

２　起立採決

認　第　２　号　令和７年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　５　号　令和７年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１０　号　令和７年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１１　号　令和７年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１４　号　令和７年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１５　号　令和７年度兵庫県病院事業会計決算の認定
認　第　１６　号　令和７年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
認　第　１７　号　令和７年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
認　第　１９　号　令和７年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
認　第　２１　号　令和７年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
認　第　２２　号　令和７年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

３　簡易採決

認　第　３　号　令和７年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　４　号　令和７年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　６　号　令和７年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　７　号　令和７年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定

認　第　８　号　令和７年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　９　号　令和７年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１２　号　令和７年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１３　号　令和７年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
認　第　１８　号　令和７年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
認　第　２０　号　令和７年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定

４　起立採決（閉会中の継続審査申出）

第　６７　号議案　知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本日議決予定の請願（議決順）

第３７６回定例会
令和８年１０月２３日

Ⅰ　審　査　結　果　報　告

１　起　立　採　決　（委員長報告、不採択）

第７２号　高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書提出の件

２　起　立　採　決　（委員長報告、不採択）

第６９号　内部告発文書問題に関する処分の是正を求める件

第７３号　初期研修を中断した研修医の把握と中断者を生まないための施策を講じることを求める件

第７４号　医師需給推計および医師偏在指標の見直しを国に求める件

第７５号　令和10年度臨床研修医募集定員の都道府県別上限設定について、兵庫県として国に意見を述べることを求める件

３　起　立　採　決　（委員長報告、不採択）

第７７号～第１０５号　姫路港を「特定利用港湾」に指定することに同意しないことを求める件

第１０６号　県として、姫路港の特定利用指定に同意しないことを求める件

第１０７号　姫路港の「特定利用港湾」指定に同意しないことを求める件

第１０８号　県として、国に対し、大阪国際空港（伊丹空港）の特定利用指定をしないよう、はたらきかけを求める件

第１０９号　県として、国に対し、神戸空港の特定利用指定をしないよう、はたらきかけを求める件

第１１０号　兵庫県の港湾・空港の特定利用指定に同意しないことを求める件

４　起　立　採　決　（委員長報告、採択）

第７０号　ヘイトスピーチ解消法の実効性を高めるための具体的な法改正を求める意見書提出の件

５　起　立　採　決　（委員長報告、採択）

第７１号　兵庫県庁周辺等における児童の安全確保と生活環境への配慮を求める件

第７６号　兵庫県庁周辺等における児童の安全確保と生活環境への配慮を求める件

６　簡　易　採　決　（委員長報告、採択）

第１１１号　私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書提出の件

第１１２号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書提出の件

本日議決予定の意見書案（議決順）

第３７６回定例会
令和８年１０月２３日

１　起立採決

意見書案第１００号　ヘイトスピーチ解消法の実効性を高めるための法制度の充実を求める意見書

２　起立採決

意見書案第１０３号　自衛隊員の処遇改善及び退職自衛隊員の再就職支援等の充実を求める意見書

３　簡易採決

意見書案第１０１号　私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書

意見書案第１０２号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

意見書案第１０４号　ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

意見書案第１０５号　感震ブレーカーの普及・啓発及び設置に係る国の支援拡充を求める意見書

意見書案第１０６号　ひとり親家庭の養育費履行確保支援に係る国の支援の拡充を求める意見書

意見書案第１０７号　エネルギー価格及び物価高騰対策としての重点支援地方交付金を求める意見書

意見書案第１０８号　公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書

意見書案第１０９号　民事法律扶助制度における委任困難の解消を求める意見書

意見書案第１１０号　労使双方の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の尊重を求める意見書

第３７６回定例兵庫県議会
議事日程（第７号）

令和８年１０月２３日
午前１１時開議

第　１　　第６７号議案
認第１号ないし認第２２号
委員長報告
討　　論
表　　決

第　２　　請　　願
委員長報告
討　　論
表　　決

第　３　　意見書案第１００号ないし意見書案第１１０号
討　　論
表　　決

第　４　　常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

請願の審査結果報告一覧表

第３７６回定例会

令和８年１０月２３日

委員会名	請願番号	件名	審査結果	備考
総務常任委員会	第 69 号	内部告発文書問題に関する処分の是正を求める件	不採択とすべきもの	
総務常任委員会	第 70 号	ヘイトスピーチ解消法の実効性を高めるための具体的な法改正を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書
総務常任委員会	第 71 号	兵庫県庁周辺等における児童の安全確保と生活環境への配慮を求める件	採択すべきもの	当局送付
健康福祉常任委員会	第 72 号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健康福祉常任委員会	第 73 号	初期研修を中断した研修医の把握と中断者を生まないための施策を講じることを求める件	不採択とすべきもの	
健康福祉常任委員会	第 74 号	医師需給推計および医師偏在指標の見直しを国に求める件	不採択とすべきもの	
健康福祉常任委員会	第 75 号	令和10年度臨床研修医募集定員の都道府県別上限設定について、兵庫県として国に意見を述べることを求める件	不採択とすべきもの	
農政環境常任委員会	第 76 号	兵庫県庁周辺等における児童の安全確保と生活環境への配慮を求める件	採択すべきもの	当局送付
建設常任委員会	第 77 号 ～ 第 105 号	姫路港を「特定利用港湾」に指定することに同意しないことを求める件	不採択とすべきもの	
建設常任委員会	第 106 号	県として、姫路港の特定利用指定に同意しないことを求める件	不採択とすべきもの	

建設常任委員会	第 107 号	姫路港の「特定利用港湾」指定に同意しないことを求める件	不採択とすべきもの	
建設常任委員会	第 108 号	県として、国に対し、大阪国際空港（伊丹空港）の特定利用指定をしないよう、はたらきかけを求める件	不採択とすべきもの	
建設常任委員会	第 109 号	県として、国に対し、神戸空港の特定利用指定をしないよう、はたらきかけを求める件	不採択とすべきもの	
建設常任委員会	第 110 号	兵庫県の港湾・空港の特定利用指定に同意しないことを求める件	不採択とすべきもの	
文教常任委員会	第 111 号	私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書
警察常任委員会	第 112 号	交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書

意　見　書　案　提　出　書

令和８年10月１日開催の本委員会において、別紙「ヘイトスピーチ解消法の実効性を高めるための法制度の充実を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第２項の規定により提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　　様

提出者　総務常任委員会

委員長　　橘　　秀太郎

意見書案　第100号

ヘイトスピーチ解消法の実効性を高めるための法制度の充実を求める意見書

平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことが明確に示された。

同法では、国に相談体制の整備、教育及び啓発等の施策を講ずる責務を定めるとともに、地方公共団体についても、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとしている。

法施行後、地方公共団体においても条例制定や、公の施設の利用に関するガイドラインの策定など、それぞれの地域の実情に応じた取組が進められてきた。また、法務省は、街頭における過激なデモ等について減少傾向が見られる一方、インターネット上を含め、態様を変えながらヘイトスピーチがなお存在しているとしている。

一方、同法は罰則を設けるものではなく、地方公共団体が公共空間における不当な差別的言動に対応する場合は、対象となる行為の範囲、対応手法、関係機関との役割分担等について慎重な判断が求められる。特に、施策を講ずるに当たっては、憲法が保障する表現の自由その他の基本的人権を十分に尊重し、正当な表現活動を不当に制約することのないよう配慮する必要がある。

法施行から10年を迎えた今、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて適切かつ実効的な施策を講ずることができるよう、国において更なる制度の充実を図ることが求められる。

よって、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１　ヘイトスピーチ解消法の施行状況及び施策の効果を検証し、公共空間における不当な差別的言動への対応を含め、同法の実効性を一層高めるために必要な法制度の充実について検討すること。

２　地方公共団体が地域の実情に応じて適切かつ実効的な施策を講ずることができるよう、不当な差別的言動の考え方、対応手法及び国、地方公共団体、関係機関の役割分担等について、必要な指針や情報提供の充実を図ること。

３　ヘイトスピーチの解消に向けた教育及び啓発を一層推進するとともに、不当な差別的言動による被害を受けた者が安心して相談できる相談・支援体制の充実を図ること。

４　法制度及び施策の検討に当たっては、憲法が保障する表現の自由その他の基本的人権を十分に尊重し、正当な表現活動を不当に制約することのないよう、対象となる行為及び対応の基準を可能な限り明確にし、適正かつ慎重な運用が確保される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
法　　務　　大　　臣　　山　下　貴　司　様

意　見　書　案　提　出　書

令和８年10月１日開催の本委員会において、別紙「私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第２項の規定により提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　　様

提出者　文教常任委員会

委員長　　脇田　のりかず

意見書案　第101号

私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書

本県の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び短期大学）は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、わが国では少子化・人口減少が一層進行し、地域社会や産業構造に大きな影響を及ぼす中、教育に求められる役割はますます重要となっている。わが国の将来を担う子供たちに、急速に進展するデジタル化・グローバル化、ＡＩの社会実装など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けさせることは、持続可能な社会の形成に不可欠となっている。

私立学校がこうした有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、特に、物価・光熱費・人件費高騰、教職員確保難などへの対応は喫緊の課題である。そのため経常費助成の更なる拡充とともに、公教育の共通基盤となるＰＣ端末・校内ネットワーク等のＩＣＴ環境整備・更新、ＡＩ・デジタル教育の推進、施設の耐震化・老朽化対策への支援拡充も不可欠である。また、生徒の海外留学・国際交流の充実、外国籍児童生徒の受入れに伴う教育課程・指導体制の整備、多文化共生への支援強化も求められている。

高等学校等就学支援金制度については、上限額の継続的な検証とともに、初等・中等教育段階を通じた保護者負担の軽減のため、私立小中学校児童生徒への経済的支援の拡充についても強い要望が寄せられている。

公教育の一翼を担う私立学校への助成は、わが国の将来を支える教育の振興に直結する重要施策であり、国による安定的かつ十分な財政支援が求められるところである。

よって、国におかれては、施行50周年となる私立学校振興助成法の第1条に掲げる「教育条件の維持向上」、「保護者の経済的負担の軽減」、「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえ、私立学校助成に係る国庫補助制度を堅持し、更なる充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　北　野　　実

衆議院議長　森　　英介様
参議院議長　関口　昌一様
内閣総理大臣　高市　早苗様
内閣官房長官　木原　　稔様
総務大臣　藤井　比早之様
財務大臣　片山　さつき様
文部科学大臣　関　　芳弘様

意　見　書　案　提　出　書

令和８年10月１日開催の本委員会において、別紙「交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第２項の規定により提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者　警察常任委員会

委員長　　天　野　文　夫

意見書案　第102号

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

昨年５月、愛知県一宮市で当時妊娠９か月の女性が車にはねられて死亡した。事故直後の緊急帝王切開で出生した女児は、「低酸素性虚血性脳症」と診断され、生まれた日から泣き声を上げた事も、目を開いた事も無く、今も意識不明のままである。遺族にとっては最愛の家族を失った悲しみと、女児の行く末への不安を抱えるという極めて悲惨な事故となった。

刑法上、胎児は人ではなく母体の一部とされるため、胎児を被害者と認め、加害者に相応の刑事処分を認める判例は極僅かであり、加害者に対して自動車運転処罰法の適用は困難な現状であることから、遺族は「生まれた女児も被害者として扱ってほしい」と切実に訴えている。

この遺族の思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えており、現行制度の在り方に対して多くの国民が改善を求めていることがうかがえる。

出生前の段階で、胎児の生育状況が医学的に把握出来る現代において、被害の発生時点によって、法的評価や取り扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題が残る。

よって、国においては、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１　交通事故等による母体への加害行為によって、胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うこと。

２　死傷した胎児についても、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう、運用改善を図ること。

３　交通事故等により出生前に障害を負った子供とその家族が、生涯にわたり充分な医療や福祉を受けられるよう、自賠責保険制度の拡充など、公的な被害者支援体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　　比早之　様
法　　務　　大　　臣　　山　下　　貴　司　様
国　土　交　通　大　臣　　井　林　　辰　憲　様
国家公安委員会委員長　　葉　梨　　康　弘　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛隊員の再就職支援等の充実を求める意見書」(案) について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者　兵庫県議会議員　　北　口　寛　人

〃　　斉　藤　なおひろ

〃　　谷　井　い さ お

〃　　上　野　英　一

〃　　増　山　　誠

〃　　戸井田　ゆうすけ

〃　　飯　島　義　雄

〃　　小　泉　弘　喜

〃　　中　田　英　一

〃　　白　井　たかひろ

〃　　長　瀬　た け し

〃　　太　田　やすふみ

〃　　別　府　けんいち

〃　　菅　　雄　史

〃　　橋　本　成　年

意見書案　第103号

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛隊員の再就職支援等の充実を求める意見書

近年、各地各国で紛争が絶えず、世界的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く環境は厳しく複雑な局面を迎えている。我が国周辺での軍事活動の活発化や緊迫する国際情勢に鑑みれば、国民の生命・財産を守り抜く自衛隊の役割はかつてないほど重要性を増している。

そのような中、自衛隊員の充足率は深刻な状況にあり、少子高齢化による採用難に加え、任期制を含む隊員の中途退職者数が高止まりしている現状は、国防の根幹を揺るがしかねない危機的状況である。

特に、自衛隊員特有の24時間態勢での勤務や頻繁な転勤、駐屯地・基地内の隊舎における特殊な生活環境などは、職務の性質上必要なものである一方、現代の価値観や生活様式との乖離があり、生活・勤務環境の改善と特殊な勤務環境に見合った俸給体系の抜本的見直しが急務である。

また、地域人材の確保と活用という観点からも、若年定年制及び任期制により退職する自衛隊員の再就職支援は極めて重要である。高い規律心と専門能力、そしてチームワーク力やリーダーシップを備えた退職自衛隊員は、県内企業や地方公共団体の防災部門等においても即戦力となる貴重な人材である。これらの有為な人材が、退職後もその能力を存分に発揮し、本県を含む地域社会に貢献し続けられる環境を整えることは、現役隊員の将来不安を払拭し、ひいては入隊意欲の向上につながるものである。

よって、国におかれては、自衛隊の人的基盤を強化し、隊員が誇りと希望を持って任務を全うできるよう、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。

２　自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。

３　若年定年退職者給付金をはじめとする既存制度を検証した上で、自衛隊員の特殊な勤務実態や若年定年制を踏まえ、退職後の生活の安定に資する制度の在り方について検討すること。

４　退職自衛隊員の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
財　　務　　大　　臣　　片　山　さつき　様
防　　衛　　大　　臣　　小　泉　進次郎　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者	兵庫県議会議員	北　口　寛　人
	〃	斉　藤　なおひろ
	〃	谷　井　い さ お
	〃	上　野　英　一
	〃	増　山　　誠
	〃	戸 井 田　ゆうすけ
	〃	飯　島　義　雄
	〃	小　泉　弘　喜
	〃	中　田　英　一
	〃	白　井　たかひろ
	〃	長　瀬　た け し
	〃	太　田　やすふみ
	〃	別　府　けんいち
	〃	菅　　雄　史
	〃	橋　本　成　年

意見書案　第104号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が令和５年３月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約２％の146万人に及ぶと推計されている。また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の本人及び家族の高齢化が進んでおり、80代の親が50代となったひきこもり状態の子供を支える、いわゆる「8050問題」が社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、同法は主として子供・若者を対象とした施策の推進を目的としており、法律に基づく施策では、40歳未満までの者が「若者」として想定されているため、近年増加している中高年層のひきこもりへの対応を直接の対象として制定されたものではないこと、また平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

本県においては、ひきこもり総合支援センター等を設置し、相談や居場所づくりなど市町とともに支援の取組を促進してきたところであるが、同様の体制を整備している地方公共団体は一部にとどまっており、地方公共団体間での格差が生じている。

よって、国におかれては、ひきこもり支援を社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法制度を設け必要な施策や支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況に関わらず、全国どこでも必要な支援を受けられるよう、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
財　　務　　大　　臣　　片　山　さつき　様
厚　生　労　働　大　臣　　上　野　賢一郎　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「感震ブレーカーの普及・啓発及び設置に係る国の支援拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者	兵庫県議会議員	北　口　寛　人
	〃	斉　藤　なおひろ
	〃	谷　井　い さ お
	〃	上　野　英　一
	〃	増　山　　誠
	〃	戸井田　ゆうすけ
	〃	飯　島　義　雄
	〃	小　泉　弘　喜
	〃	中　田　英　一
	〃	白　井　たかひろ
	〃	長　瀬　た け し
	〃	太　田　やすふみ
	〃	別　府　けんいち
	〃	菅　　雄　史
	〃	橋　本　成　年

意見書案　第105号

感震ブレーカーの普及・啓発及び設置に係る国の支援拡充を求める意見書

国の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」（令和７年 12 月）では、感震ブレーカーの普及が進むことで、大規模地震が発生したときの通電火災による焼失棟数を大幅に削減できることが示されている。

阪神・淡路大震災を引き起こした活断層の割れ残り、南海トラフ巨大地震等に備えるためにも、通電火災から命・住まい・地域を守る対策として、感震ブレーカーの設置の促進は不可欠で、国を挙げて推進すべき課題であるが、令和７年内閣府調査で全国設置率はわずか６％である。

総務省消防庁は令和７年度補正予算において、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付けについて計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行うこととなったが、その範囲や内容はさらに拡充すべきである。

このため、国におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

１　感震ブレーカーを普及・啓発する施策を進めること。
２　感震ブレーカーの設置に関する現行の補助対象地域の範囲を拡大し、補助内容の拡充を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
財　　務　　大　　臣　　片　山　さつき　様
内閣府特命担当大臣（防　災）　　細　野　豪　志　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「ひとり親家庭の養育費履行確保支援に係る国の支援の拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者	兵庫県議会議員	北　口　寛　人
	〃	斉　藤　なおひろ
	〃	谷　井　い さ お
	〃	上　野　英　一
	〃	増　山　　誠
	〃	戸井田　ゆうすけ
	〃	飯　島　義　雄
	〃	小　泉　弘　喜
	〃	中　田　英　一
	〃	白　井　たかひろ
	〃	長　瀬　た け し
	〃	太　田　やすふみ
	〃	別　府　けんいち
	〃	菅　　雄　史
	〃	橋　本　成　年

意見書案　第106号

ひとり親家庭の養育費履行確保支援に係る国の支援の拡充を求める意見書

児童扶養手当受給者を対象とした兵庫県の令和５年度ひとり親家庭実態調査によると、世帯年収が200万円未満の母子家庭の割合は50.2%となっている。また、離婚等で養育費の取決めをしていない母子家庭は55.4%、相手から養育費を受けたことがない母子家庭は50.9%となっており、いずれも半分以上を占める。

このように母子家庭は経済的に困窮しており、多くの世帯で養育費の取決めが行われておらず、また養育費を受け取っていない状況にある。養育費を継続的に受け取れない状況は、ひとり親家庭の経済的困窮を深刻化させ、子供の貧困等のリスクを高める一因となっていると考える。

本県は町に対し、公正証書作成等にかかった経費、保証会社と養育費保証契約締結の際の初回保証料を補助しているが、利用実績が極めて低調である。

このため、国におかれては、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

１　母子家庭などひとり親家庭の子供のための養育費支援事業を国において普及啓発を進め、利用が低調な現状を改革すること。

２　ひとり親家庭に伴走し、支援の最前線に立つ福祉事務所の母子・父子自立支援員、配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員、こども家庭センター職員など、多職種の方々、さらに、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）実施団体、養育費保証会社、親子交流支援団体などの民間支援団体等との連携の場や仕組みを、国として全国規模で構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
財　　務　　大　　臣　　片　山　さつき　様
厚　生　労　働　大　臣　　上　野　賢一郎　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「エネルギー価格及び物価高騰対策としての重点支援地方交付金を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者	兵庫県議会議員	北　口　寛　人
	〃	斉　藤　なおひろ
	〃	谷　井　い さ お
	〃	上　野　英　一
	〃	増　山　　誠
	〃	戸井田　ゆうすけ
	〃	飯　島　義　雄
	〃	小　泉　弘　喜
	〃	中　田　英　一
	〃	白　井　たかひろ
	〃	長　瀬　た け し
	〃	太　田　やすふみ
	〃	別　府　けんいち
	〃	菅　　雄　史
	〃	橋　本　成　年

意見書案　第107号

エネルギー価格及び物価高騰対策としての重点支援地方交付金を求める意見書

現在、我が国では、長引くエネルギー価格の高騰や食料品をはじめとする物価高騰が続いており、県民生活及び地域経済に深刻な影響を及ぼしている。家庭においては、電気・ガス料金や食料品価格等の上昇により家計負担が増大している。また、事業所においては、原材料費や燃料費、光熱水費等の上昇が続く中、取引環境や価格競争の影響から十分な価格転嫁ができず、厳しい経営状況に置かれている。

国においては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、地域の実情に応じた支援策を講じてきたところである。しかしながら、物価高騰の影響は長期化しており、家庭や事業所が抱える負担は依然として大きく、継続的な支援が求められている。

各地方自治体においては、限られた財源の中で、県民生活の安定と地域経済の維持を図るため、それぞれの地域の実情に応じた支援策を展開しているが、多様化・増大する支援ニーズに対し、現行の交付金規模では継続的な対応が困難な状況にある。今後も物価高騰の影響が続くことが見込まれる中、地域の実情に即した支援を機動的かつ継続的に実施するためには、地方自治体に対するさらなる財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、重点支援地方交付金について、必要な予算を十分に確保するとともに、速やかに配分されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　北　野　　実

衆議院議長　森　　英　介　様
参議院議長　関　口　昌　一　様
内閣総理大臣　高　市　早　苗　様
内閣官房長官　木　原　　稔　様
総務大臣　藤　井　比早之　様
財務大臣　片　山　さつき　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者　兵庫県議会議員　　北　口　寛　人

〃　　斉　藤　なおひろ

〃　　谷　井　い さ お

〃　　上　野　英　一

〃　　増　山　　誠

〃　　戸 井 田　ゆうすけ

〃　　飯　島　義　雄

〃　　小　泉　弘　喜

〃　　中　田　英　一

〃　　白　井　たかひろ

〃　　長　瀬　た け し

〃　　太　田　やすふみ

〃　　別　府　けんいち

〃　　菅　　雄　史

〃　　橋　本　成　年

意見書案　第108号

公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書

令和８年度診療報酬改定では、全体で2.22％の引き上げが実施されたものの、人材確保に向けた処遇改善としては不十分であり、急激な物価や輸送費の高騰も相まって、全国的に公立病院等は依然として厳しい経営を強いられている。

公立病院等は、へき地等における医療や、採算性の観点から担い難い救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、さらには高度先進医療など、民間病院では対応が困難な医療の多くを担う「地域の三次救急医療の最後の拠り所」である。

こうした公立病院等の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の資金を拠出している。公益社団法人全国自治体病院協議会が令和８年８月に実施した調査結果によると、令和７年度決算では、公立病院等の多くが自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となり、本県の県立病院も令和７年度決算における純損失が125億円となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての公立病院等の役割を果たしていくことは出来ず、今、まさに地方の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって、国におかれては、地方の公立病院等が医療サービスを持続的に提供できるよう、下記の事項について早急かつ具体的に検討・実施することを強く要望する。

記

１　公立病院等の経営安定化を図るため、診療報酬について、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。

２　公立病院等の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

３　公立病院等の経営基盤を強化し、地域医療を持続させるため、不採算医療、政策医療に対する繰出基準の充実強化と地方財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様

内閣総理大臣　高市　早苗　様
内閣官房長官　木原　稔　様
総務大臣　藤井　比早之　様
財務大臣　片山　さつき　様
厚生労働大臣　上野　賢一郎　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「民事法律扶助制度における委任困難の解消を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者　兵庫県議会議員　　北　口　寛　人

〃　斉　藤　なおひろ

〃　谷　井　い さ お

〃　上　野　英　一

〃　増　山　誠

〃　戸井田　ゆうすけ

〃　飯　島　義　雄

〃　小　泉　弘　喜

〃　中　田　英　一

〃　白　井　たかひろ

〃　長　瀬　た け し

〃　太　田　やすふみ

〃　別　府　けんいち

〃　菅　雄　史

〃　橋　本　成　年

意見書案　第109号

民事法律扶助制度における委任困難の解消を求める意見書

法テラス（日本司法支援センター）が提供する民事法律扶助制度は、資力に乏しい者が弁護士に依頼するための費用を立て替える重要な制度である。しかし、地方公共団体の現場では、制度の利用を案内しても、扶助事件であることを理由に弁護士への依頼に困難が生じるケースが増加している。

特に、事件類型的に弁護士にとっても慎重かつ負担の重い対応が求められるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）を伴う離婚のケースや、案件の種別を問わず依頼者に何らかの障害がある場合に顕著である。

このような事態が生じる原因は、比較的業務負荷の大きい案件である一方、民事法律扶助制度上、弁護士が受領する報酬単価が著しく低廉に設定されていることに加え、案件の困難性が報酬に十分に反映されていないために生じる構造にある。

このため近時、法テラスとの基本契約を解約して依頼時に民事法律扶助制度が利用できない弁護士が増加しつつある。日本弁護士連合会も、令和６年２月の意見書において、地域によっては法テラス契約弁護士数が横ばいまたは減少傾向にあることを指摘している。また、解約はしないまでも受任事件数のうち扶助事件の件数上限を設定する弁護士も散見される中、本件はこうした全国的傾向の中で兵庫県においても現実化しているものである。

その結果、配偶者暴力相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談窓口等の地方公共団体の相談機関が住民を弁護士へつなごうとしても受任に至らないため、最悪の場合、弁護士の助力なく、住民本人が交渉、調停、訴訟等の紛争解決に臨むことを余儀なくされるなど、本当に支援が必要な人が、深刻な司法アクセスの阻害に直面している。

こうした事態が改善されなければ、成年後見制度の申立支援、犯罪被害者支援、ひとり親家庭等特別相談等、必要な住民を民事法律扶助の利用を通じて弁護士へつなげることを前提としたあらゆる住民支援政策全体が早晩停滞することになりかねない。

よって、国におかれては、民事法律扶助制度の報酬単価の引上げ、困難案件への加算制度の創設、利用者の支払い能力に応じた一部償還免除制度を導入するとともに、利用者負担額と弁護士報酬を制度上切り分け、公費により弁護士の適正な報酬水準を直接確保する仕組みを構築することなど、資力に乏しい住民が、困難な事案であっても確実に弁護士による支援を受けられる体制を維持するための環境整備を早急に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
法　　務　　大　　臣　　山　下　貴　司　様
財　　務　　大　　臣　　片　山　さつき　様

意　見　書　案　提　出　書

別紙「労使双方の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の尊重を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第１項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実　様

提出者　兵庫県議会議員　　北　口　寛　人

〃　斉　藤　なおひろ

〃　谷　井　い さ お

〃　上　野　英　一

〃　増　山　　誠

〃　戸 井 田　ゆうすけ

〃　飯　島　義　雄

〃　小　泉　弘　喜

〃　中　田　英　一

〃　白　井　たかひろ

〃　長　瀬　た け し

〃　太　田　やすふみ

〃　別　府　けんいち

〃　菅　　雄　史

〃　橋　本　成　年

意見書案　第110号

労使双方の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の尊重を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約７年が経過したが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、質の高い多様なライフスタイルを実現すること」は、いまだ道半ばである。現状、過労死はなくなっておらず、厚生労働省が公表している「過労死等の労災補償状況」の取りまとめによれば、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するためには、働く者の健康確保を前提に、現場の実態や労使双方の意見を踏まえ、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間法制の整備と生産性向上を両立させることが必要である。

よって、国におかれては、労働者の命と健康、そして権利を守る観点から、下記事項に適切に取り組むよう強く要望する。

記

１　時間外・休日労働の上限規制の実効性を検証するとともに、連続勤務の抑制、勤務間インターバル制度の普及促進及びいわゆる「つながらない権利」を含む勤務時間外の連絡の在り方について、現場の実態や労使双方の意見を踏まえ、働く者が休息と生活時間を十分に確保するために必要な法整備を行うなど、「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法整備を行うこと。

２　裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和など長時間労働につながりかねない制度の見直しは慎重に行うこと。また、働く者の健康確保と長時間労働の防止を前提とし、現場の実態や労使双方の意見を十分に踏まえ、労働時間の短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。

３　労働者の健康確保とディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現するためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と監督指導体制の充実を図ること。併せて、法令遵守に取り組む事業者、とりわけ中小・小規模事業者に対する相談、助言及び支援を充実させるなど労働基準監督署における適正な指導・監督体制を維持・充実すること。

４　「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、公益、労働者及び使用者の各代表の意見を十分に反映させ、三者構成原則の趣旨を尊重した透明かつ慎重な合意形成に努めるなど、労働政策の決定において国際労働機関(ＩＬＯ)三者構成原則を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月23日

兵庫県議会議長　　北　野　　実

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
総　　務　　大　　臣　　藤　井　比早之　様
厚　生　労　働　大　臣　　上　野　賢一郎　様

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和８年 10 月 23 日

総務常任委員会

1　県民との情報共有の推進について
2　市町振興について
3　公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
4　県政を支える職員の養成と働き方の推進について
5　県庁舎再整備の推進について
6　地方分権の推進について
7　新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
8　デジタル化の推進について
9　持続可能な行財政基盤の確立について
10　参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心なくらしの実現について
11　芸術文化の振興について
12　男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
13　スポーツ振興について
14　防災・危機管理対策の総合的推進について

健康福祉常任委員会

1　地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
2　高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実について
3　ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
4　医療確保と健康づくりについて

産業労働常任委員会

1　産業労働施策の総合的な推進について
2　兵庫を牽引する新たな産業の創出について
3　中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
4　地域経済を支える人材の育成・確保について
5　国際交流の推進について
6　観光による交流人口の拡大について

農政環境常任委員会

1　食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
2　農業の振興と農村の活性化について
3　林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
4　水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
5　総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について
6　健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

建設常任委員会

1　交通基盤等の整備について
2　安全・安心な県土づくりについて
3　魅力あるまちづくりについて
4　快適な住まいづくりについて
5　企業庁事業の推進について

文教常任委員会

1　予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進について
2　すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築について
3　安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実について

警察常任委員会

1　警察組織・活動基盤の整備充実について
2　重要犯罪の徹底検挙について
3　暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
4　サイバーセキュリティ対策の推進について
5　人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
6　安全・安心・快適な交通社会の実現について
7　テロ対策、大規模災害対策等の推進について

議会運営委員会

1　次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
2　議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
3　議長の諮問に関する事項について

本会議場における傍聴者による不規則発言等への対応について

１　開議前、散会後又は休憩中において、議場内で大声による不規則発言その他秩序を乱す行為を行った者に対しては、係員が口頭で注意を行う。

２　本会議中に不規則発言を行った者に対しては、議長が注意し、これに従わないときは退場を命ずる。なお、退場を命じられた者は、当日の本会議に再入場することができない。

３　退場を命じられた者その他秩序を乱す行為により注意を受けた者が、翌日以降の本会議の傍聴を希望する場合は、受付において傍聴規則を遵守する旨を個別に確約させ、必要な注意喚起を行った上で入場を認める。

４　議場内における大声による不規則発言その他秩序を乱す行為を複数の本会議日にわたり繰り返し行い、再三の注意にもかかわらず改善が認められない者については、議場の秩序維持及び議事運営の確保のため、議長は当面の間、傍聴を認めないこととする。

＜参考＞

【地方自治法】

第 130 条　傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

【兵庫県議会傍聴規則】

（傍聴人の再入場の制限）

第 10 条　法第 130 条第 1 項の規定に基づき、議長から退場させられた者は、当該退場させられた日の当該議事が継続している間、傍聴席に再び入場することができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する者は傍聴席に入ることができない。

(1)～(4) 略

(5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 13 条　傍聴人は次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対し、公然と可否を表明し又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(3)～(4) 略

(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

（係員の指示）

第 15 条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 16 条　傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。